

## 規格建築部会長 郡 正直

郡リース株式会社  
代表取締役社長



2020年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

規格建築部会の会員の皆様には平素より多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は稀にみる記録的な豪雨による甚大な被害が、広範囲に発生しました。

令和元年台風第19号災害では、仮設住宅は昨年12月までに長野県に45戸、茨城県に15戸、宮城県に258戸と合計で313戸の応急仮設住宅を建設しました。

また、年末には新たに埼玉県から76床の福祉仮設住宅の建設要請があり、3月中の完成に向け、取り組んでいるところです。

被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早く安心、安全な元の生活を取り戻すことを願っております。

規格建築部会は、災害時における応急仮設住宅を、短期間に多く建設できる体制を構築しております。

昨年は、改正災害救助法が施行されたことを受け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」の締結の見直しを行いました。

災害救助法では原則として都道府県を災害救助の主体としておりますが、平成30年6月15日公布された改正災害救助法においては、防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして、内閣総理大臣が政令指定都市の中から指定する救助実施市制度が平成31年4月1日から施行されました。

指定された救助実施市は、自ら災害救助を行うことができますが、その際、都道府県が連絡調整を行うこととしています。

これを受けてプレハブ建築協会は、救助実施市が指定された県等での応急仮設住宅の建設に係る協定の見直しを行うべく、準備、検討、協議を重ね、県、政令指定都市及びプレハブ建築協会の3者間での「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」（いわゆる3者協定）を、6県9政令指定都市との間で新たに「災害時における応急仮設住宅の

建設に関する協定書」を締結いたしました。

今後も平常時においては毎年、協定を締結している都道府県及び救助実施市と意見交換を行い、応急仮設住宅に関する建設能力・標準プラン・標準工程表を、また災害対策業務を迅速円滑に推進するにあたっての相互役割分担、建設のフローチャート、建設計画の留意点等を記載した「応急仮設住宅建設関連資料集」を配布のうえ、応急仮設住宅の建設候補地の事前選定、外構を含めた応急仮設住宅の仕様等の調整を行ってまいります。

また、地方公共団体主催の防災訓練に、応急仮設住宅関連写真パネル、模型及び関連資料等を展示し、訓練参加者並びに見学者に対し応急仮設住宅の重要性・必要性の認識を深めてもらうことを目的として、積極的に訓練に参加してまいります。

更には、平常時から各地方公共団体が災害時に応急仮設住宅の建設が迅速かつ円滑に対応できることを目的とした、机上訓練等にも積極的に参加してまいります。

また、内閣府より発表されている南海トラフ巨大地震の被害想定等に沿って「広域災害対応についての検討」を昨年に引き続き実施し、東日本大震災の広域災害の対応を参考としながら、課題と対応方針を取りまとめてまいります。

本年も内閣府、国土交通省、地方公共団体及び関係機関のご意見、ご指導を賜り災害対策業務を行ってまいります。

本年も会員各社の皆様のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様の更なる躍進とご多幸を心よりお祈りいたしまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。